

(平成23年2月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 6 月までの期間及び 43 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 38 年 6 月まで
② 昭和 43 年 4 月から同年 12 月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、二人共、全て納付した。

しかし、夫の分は、申立期間を含め全て納付済みとなっているのに、私
の分だけが未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私と夫の国民年金保険料は、全て納付した。」と述べている
ところ、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保
険料を全て納付している上、申立人の夫は、申立期間を含め、国民年金加入
期間について、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人及びそ
の夫の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申
立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 10 月 6 日に払い出されているこ
とが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったも
のと考えられ、この時点で申立期間の国民年金保険料については過年度納付
が可能であるところ、申立人は、申立期間①の直後となる 38 年 7 月から 39
年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間②については、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立
期間②の前後を通じて申立人の住所に異動が無いことが確認できるなど、生
活状況に変化はうかがわれず、前述のとおり、納付意識の高さがうかがわれ
る申立人が、前後の期間が納付済みであり、9 か月と短期間である申立期間
②の国民年金保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年1月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から17年8月25日まで

ねんきん定期便を確認したところ、「納付状況」欄の金額が、私の給与から控除されていた厚生年金保険料額より4、5千円低い額であることに気が付いた。このことについて、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人は、申立期間のうちの一部期間しか給与明細書を所持していないものの、i) 申立人が所持する申立期間前及び当該一部期間の給与明細書において確認できる報酬月額が同額であることから、当該一部期間以外の申立期間においても同額の報酬月額が支給されていたと認められ、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は、24万円であり、ii) 申立人の部下から提出された申立期間の給与明細書における厚生年金保険料の控除方法及び申立人から提出された市民税・県民税納税通知書から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成14年10月から同年12月までは22万円、15年1月

から同年3月までは24万円、同年4月から同年11月までは30万円、同年12月は24万円、16年1月から同年11月までは30万円、同年12月は24万円、17年1月から同年7月までは30万円であると推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の報酬月額に見合う標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成15年1月から同年8月までは24万円とすることが妥当である。

一方、前述の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年9月から17年7月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の金額と同額となっていることが推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。